

事業所の福利厚生に…

# 南佐久勤労者互助会に



# 加入しませんか！

～相互扶助によるスケールメリットを生かし、  
福利厚生の充実をお手伝いします～

南佐久勤労者互助会は、南佐久地域の中小企業の事業主と勤労者が会員となり、中小企業が単独で行えない多様な福利厚生サービスを提供する団体です。



## 入会金及び会費(従業員1人当たり)

- 入会金/100円(入会時)
- 会費/300円(月額)

## 入会できる方

- ・労働組合のない企業で働く勤労者と事業主 (事業所ごとの加入をお願いしています。)

## 加入すると以下のようなメリットがあります

### (事業主のみなさん)

従業員の福利厚生を充実したいけど…

- ・経費面で専属の担当者を置けない

自社で福利厚生制度はあるけれど…

- ・担当者の事務負担が大変
- ・経費負担が重い



自社の事務負担を増やさずに  
事業内容の充実を図り、しかも、  
自社単独で実施するより、安い  
経費負担で従業員の福利厚生の  
充実が図れます。



## 主な事業

### 給付事業 わずかな掛け金で大きな保障



お祝い金：結婚、出産、小・中入学、還暦等

お見舞金：傷病・障害見舞金、死亡弔慰金、住宅災害見舞金 等

※詳細は裏面に記載しています。

### おとくな 施設割引券

南佐久郡内の契約施設で利用できる利用割引券を発行しています。  
また、互助会・共済会との提携施設を利用する場合、会員証を提示することによって割引利用ができます。



## 給付事由および給付金表

給付事由			保険金額	附加給付	給付金額	
死亡保険金	会員	疾病による死亡	71歳未満	300,000		300,000
			71歳以上	150,000		150,000
	不慮の事故による死亡		550,000		550,000	
	交通事故による死亡		1,050,000		1,050,000	
死亡弔慰金	配偶者		50,000		50,000	
	子		20,000	10,000	30,000	
	親(会員及び配偶者の実父母、養父母、継父母)		5,000	5,000	10,000	
	住宅災害による同居親族の死亡		20,000		20,000	
障害保険金	会員	疾病による重度障害	71歳未満	300,000		300,000
			71歳以上	150,000		150,000
	不慮の事故による重度障害 ・後遺障害(1級～14級)		550,000～ 22,000		550,000～ 22,000	
	交通事故による重度障害・後遺障害 (1級～14級)		1,050,000～ 42,000		1,050,000～ 42,000	
傷病休業見舞金	会	休業 14日～29日	5,000	5,000	10,000	
		休業 30日～59日	10,000	5,000	15,000	
	員	休業 60日～89日	15,000	5,000	20,000	
		休業 90日～119日	20,000	10,000	30,000	
		休業 120日以上	25,000	10,000	35,000	
住宅災害保険金	火災等	損害程度50%以上	300,000		300,000	
		” 30%以上	210,000		210,000	
		” 20%以上	150,000		150,000	
		” 20%未満	60,000		60,000	
	自然災害	損害程度70%以上	90,000		90,000	
		” 20%以上	45,000		45,000	
		” 20%未満	9,000		9,000	
		床上浸水	18,000		18,000	
祝い金	会員の結婚祝金		10,000	10,000	20,000	
	会員の子の出生祝金		6,000	4,000	10,000	
	子供の小学校入学祝金		3,000	7,000	10,000	
	子供の中学校入学祝金			6,000	6,000	
	会員の成人祝金(満20歳)			8,000	8,000	
	会員の還暦祝金(満60歳)			8,000	8,000	
餞別金	退会餞別金(在会5年以上10年未満)			5,000	5,000	
	退会餞別金(在会10年以上)			10,000	10,000	

※給付金額＝保険金額(全労済支給分)＋附加給付(互助会単独支給分)

### 南佐久勤労者互助会

事務局：〒384-0697 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569 佐久穂町役場 産業振興課内

TEL:0267-86-7760 FAX:0267-86-4935

事務局支所：小海町役場産業建設課(TEL:92-2525)、川上村役場総務課(TEL:97-2121)、  
南牧村役場産業建設課(TEL:96-2211)、南相木村役場振興課(TEL:78-2121)、  
北相木村役場経済建設課(TEL:77-2111) 各担当者